

長崎県市長会会則

(名称)

第1条 本会は、長崎県市長会という。

(組織)

第2条 本会は、長崎県内各市の市長をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、長崎県内各市間の連絡協調を図り、市政の円滑なる運営と進展に資し、もって地方自治の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、長崎市に置く。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
監 事	1 名

2 役員は会議において会員が互選する。

3 役員任期は、1年とする。ただし、後任者が就任するまで在任する。

4 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 監事は、会計を監査する。

(会議)

第6条 本会の会議は、定例会及び臨時会とし、会長が招集する。

2 定例会は、毎年春秋2回開催し、開催地は各市輪番とする。

3 臨時会は、会長が必要と認めた時開催する。

4 会議の議長は、開催市の市長がこれにあたる。

(議決)

第7条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議案の提出)

第8条 会議に提出する議案は、開催期間の2週間前までに理由を付して、会長に提出するものとする。

(議決事項等の通知)

第9条 議決事項及び協議事項の結果は、会長において会議終了後すみやかに各市長へ通知するものとする。

(職員)

第10条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に次の職員を置く。

事務局長 1 名

書記 若干名

3 事務局の職員は、会長が任免する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(経費)

第12条 本会に要する経費は、各市の負担とする。

(改正)

第13条 この会則の改正は、会議おける3分の2以上の同意を得なければならない。

(その他)

第14条 この会則に定めるものを除くほか、必要な事項は総会で定め、緊急なるものは会長に一任して事後に総会の承認を得るものとする。

附 則

この会則は、昭和45年9月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月19日から施行する。